委員会提出議案第 1 号

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

みだしの件について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出する。

令和 3 年 3 月 2 9 日提出

提案理由

議員が長に就任しないこととしている団体を明確にするため、この条例案を提出する ものです。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

議会議員政治倫理条例(平成22年条例第21号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項第6号中「助成を」の次に「直接」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議員政治倫理条例(平成22年条例第21号)の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
(政治倫理基準)	(政治倫理基準)
第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならな	第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならな
٧٠°	V,°
(1) ~ (5) (略)	(1)~(5) (略)
(6) 町から活動及び運営に対する補助又は助成を <u>直接</u> 受けてい	(6) 町から活動及び運営に対する補助又は助成を受けてい
る団体等の長に就任しないこと。	る団体等の長に就任しないこと。
(7) (略)	(7) (略)
2 (略)	2 (略)